総論

上下水道行政の所管の 変遷および両インフラの 現状などについて

塩路 勝久

(公財)日本下水道新技術機構 理事長

1 はじめに

令和6年4月1日、水道整備・管理行政が国土交通 省および環境省に移管されました。本稿では、この移管 の経緯と内容を簡単に紹介したうえで、明治期以来の上 下水道行政の所管の変遷、および上下水道インフラの 現状を対比する形で紹介したいと思います。なお、本稿 は、筆者が令和6年6月15日に行った京都大学土木会 での講演の一部をもとに改めて加筆修正したものです。

2 水道整備・管理行政の 国土交通省移管の経緯と内容

水道整備・管理行政の国土交通省移管については 既に国土交通省や各種報道などにより詳しく報じられて いるので、ここでは図表を中心に簡単にまとめておきたい

- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症 危機に備えるための対応の方向性(令和4年6月17日新型コロナウイルス感 染症対策本部決定)
- I 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化
- ・ 厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、(中略) 「感染症対策部 (仮称)」を設ける。(中略)あわせて、生活衛生関係の組織 について、一部業務の他府省庁への移管を含めた所要の見直しを行う。
- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染 症危機に備えるための対応の具体策(令和4年9月2日新型コロナウイルス 感染症対策本部決定)
- 4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し
- (3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管
 - ② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

国土农温金裕财

図-1 関連する新型コロナウイルス感染症対策本部決定

と思います。

まず、その端緒は先般の新型コロナウイルス感染症の蔓延でした。その際、政府に対策本部が立ち上がっていて(図-1)、令和4年6月、厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため新たな組織を設け、あわせて、生活衛生関係の組織について、一部業務の他府省庁への移管を行うという基本的な方向が出されました。そしてこれを受け、同年の9月に、移管を行う機能の1つとして、水道整備・管理行政の国土交通省および環境省への移管という方針が決定されました。

以上のような基本的方針に従い、令和4年の冬の通常国会に関係法令の改正が提出され(図-2)、令和5年5月に成立し、令和6年の4月から施行されています。

改正の概要(水道関係抜粋)

- 1. 水道整備・管理行政の機能強化
- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から<u>環境大臣に移管</u>する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
 ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。
- 2. 所掌事務等の見直し
- 厚生労働省、国土交通省、環境省の所掌事務について所要の見直しを行う。
 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。



図-2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の概要

その内容は、水道に関する水質基準の策定など水質または衛生に関する事務は環境大臣に、それら以外の事務については国土交通大臣に移管するものです。また、水道を、いわゆる災害復旧の国庫負担法と社会資本整備重点計画法の対象にするという措置もあわせて行われました。

具体的な国交省と環境省の役割分担ですが(表-1)、◎印のついたところがいわゆる所管を表しています。まず、環境省の所管ですが、水質基準の策定と水質検査の内容の策定が環境省の所管になっています。次に、◎印が両方についているところはいわゆる共管になりますが、登録検査機関に関する事務、施設基準の策定に関する事務、そして指定試験機関に関する事務、このあたりが共管になっています。そしてこれら以外については国土交通省が所管するという整理になっています。また、○印のところは、当該事務を進めるにあたっては相手の意見を十分聞くようにということで、国交省、環境省が一緒になって水道行政を進めていくべしということと理解しています。。

表-1 水道行政に係る業務分担

	国交省	環境省
①水道事業 (水道・用水供給) の 認可、指導・監督	©	○ (水質・衛生の観点)
②水質基準の策定	0	0
③水質検査の内容の策定	0	0
④登録検査機関	0	0
⑤水質検査の委託	0	
⑥施設基準の策定	0	◎/○ (水質・衛生の観点)
⑦水道基盤強化計画、 広域的連携等推進協議会	©	
⑧国庫補助	0	
⑨専用水道、飲用井戸等に 関する事務	©	○ (水質・衛生の観点)
⑩給水装置の基準の策定、 給水装置の検査、指定給水 装置工事事業者	©	〇 (水質・衛生の観点)
⑪指定試験機関	0	0
◎:所管○:処分や省令の制定改廃に関し所管省庁より意見聴取等を実施		国土交通省資料より引用

次に、移管後の国土交通省の本省の体制ですが(図 -3)、まず、従来あった下水道部を廃止し、新たに局長級の上下水道審議官および、官房審議官(上下水道)を新設しています。さらにそこに新たに水道事業課が加わり、大きく、上下水道審議官グループというグループを構成しています。これは局ではありませんが、局に準ずる組織ということで、例えば財務省との予算折衝などは、このグループが直接財務省とやりとりできる、そういう権

回土交通有資料より5月日 の国土交通本省に局長級の上下水道審議官及び官房審議官(上下水道)を新設。 の上下水道審議官グループとして、3課1官体制で上下水道一体の組織体制を整備。

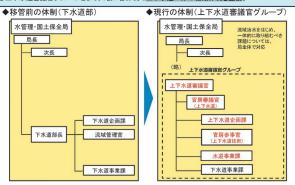


図-3 移管後の国土交通本省の体制(令和6年4月~)

能も与えられています。もともと下水道部には50人ほど 職員がいましたが、そこに40名弱の水道事業課が加わり、100名くらいの大きなグループを構成しています。

また、地方整備局の体制も強化しています(図-4)。 まず、河川部に上下水道調整官(課長級)と水道係が新設されるとともに、建政部が所管していた下水道行政を河川部に移管しています。これも課という名前ではありませんが、上下水道調整官を中心に1つの課としての機能を持たせています。今まで下水道は地方整備局では建政部にありました。これは、以前、本省では下水道部は都市局にあった名残りで、地方整備局では今まで建政部に下水道がありましたが、今回、河川部に移したということです。下水道の1つの大きな役割である内水対策は河川部と一緒にやっていかなくてはならないので、これは下水道にとっても大きな組織の改変であると思います。

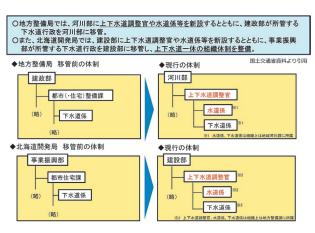


図-4 地方整備局および北海道開発局の体制(令和6年4月~)